

令和 6 年度 所定疾患施設療養費の算定状況について

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

〈算定条件〉

所定疾患施設療養費（Ⅱ）

1. 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等 が行われた場合に、1 回に連続する 10 日を限定とし、月 1 回に限り算定するものである
ので、1 月に連続しない 1 日を 10 回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ）肺炎
 - ロ）尿路感染症
 - ハ）带状疱疹
 - ニ）蜂窩織炎
 - ホ）慢性心不全の増悪
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定
できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。
6. 算定する場合にあたっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、
検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合
であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、
当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配
慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療の関するガイドライン等
を参考にすること。
7. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、
介護 サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告するこ
と。
8. 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿
路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、

薬剤耐性菌)を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

令和6年度 所定疾患施設療養費(Ⅱ)

病名	件数	日数
肺炎	26	215
尿路感染症	46	434
带状疱疹	0	0
蜂窩織炎	0	0
慢性心不全の増悪	0	0